

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成28年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいる。

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）では障害等級12級の認定が多く行われているが、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。

また、自賠責保険では、後遺障害の等級を審査した際の資料も非開示であり、審査過程が不透明であることに加え、高次脳機能障害の等級審査とは異なり、専門医等による審査の仕組みが整備されていない。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

よって、国においては、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されるよう、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続きとして、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同じように、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。
- 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

宮崎県議会

衆議院議長	森英介殿
参議院議長	関口昌一殿
内閣総理大臣	高市早苗殿
総務大臣	林芳正殿
厚生労働大臣	上野賢一郎殿
国土交通大臣	金子恭之殿
内閣官房長官	木原稔殿